

「平成26年人事院公示第22号の一部を改正する人事院公示案」の概要に対して提出された御意見と人事院の考え方

番号	御意見の概要	人事院の考え方
1	国家公務員採用に関しては国籍の提出 帰化3世以降とすべし。 国の税金で採用される国家公務員は日本国籍である事。とすべし。	人事院規則8－18（採用試験）第9条の規定により、日本の国籍を有しない者は採用試験を受けることができないとされております。
2	受験資格のうち、「大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、土木、物理、地球科学又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの」の要件を削除すると、受験者に課せられる試験は基礎能力試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験という理解でよろしいでしょうか。	今般の改正は試験種目を改正するものではないため、当該試験の試験種目は御認識のとおりです。
3	本案だけでなく、他省庁においても見直すべきなのではないのか。	経験者採用試験の受験資格は、当該試験の対象となる官職に求められる能力や専門性について、その採用を行う府省の意見等も踏まえつつ定めております。 今後も引き続き、受験資格を含む経験者採用試験の在り方については、採用府省との意見交換等を行いながら検討してまいります。